

9 用語解説 (50音順)

●家族経営協定^{※1}

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

●国際婦人年^{※2}

昭和47(1972)年、第27回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とすることを決議した。

●固定的な性別役割分担意識^{※3}

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ジェンダー^{※4}

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●女子差別撤廃条約^{※5}

昭和54(1979)年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和55(1980)年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和60(1985)年に批准した。

●ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)^{※6}

平成12(2000)年に成立した法律で、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めている。平成25(2013)年の一部法改正により、つきまとい等の違反行為に電子メールの送信が追加された。

●セクシュアル・ハラスメント^{※7}

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流すこと、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の意思に反して不快又は不安な状態に追い込む、性的な言動を指す。

●男女共同参画社会基本法^{※8}

平成 11（1999）年に公布、施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにしたものの。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

●男女雇用機会均等法^{※9}

昭和 60（1985）年に制定され、その後、差別禁止規定、職場のセクシュアル・ハラスメント防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が平成 11（1999）年に施行されている。また、平成 19（2007）年に改正法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）^{※10}

夫婦、恋人間など、親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。

●DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）^{※11}

家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的とした法律。国際的な流れと被害者の声を受け、議員立法により平成 13（2001）年に制定された。平成 25（2013）年の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

●認定農業者^{※12}

市町村の策定した農業経営基盤強化のための「基本構想」に基づき、より効率的・安定的な農業経営を行うために経営体（個人または法人）が立案した「農業経営改善計画」が、市町村から認定された農業者を指す。

●婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略^{※13}

「国連婦人の 10 年」の成果の検討、評価を行うとともに、女性の地位向上を妨げている障害を示し、西暦 2000 年に向けての基本戦略や国内レベルでの具体的措置を示し、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いたもの。

●北京宣言及び行動綱領^{※14}

平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、「北京宣言」では、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメント（力をつけること）に対するあらゆる障害を除去することなどを宣言している。また、「行動綱領」は21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12の重大問題領域があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）^{※15}

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定等がある。

●マタニティ・ハラスメント^{※16}

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。

●ワーク・ライフ・バランス^{※17}

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第2次小郡市男女共同参画計画

発行 小郡市 総務部 企画課 男女共同参画推進係
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1
電話 0942-72-2111 / FAX 0942-73-4466
E-mail danjokyodo@city.ogori.lg.jp